

## 論文審査の結果の要旨および担当者

|      |       |   |
|------|-------|---|
| 報告番号 | ※ 甲 第 | 号 |
|------|-------|---|

氏 名 村田 光司

論 文 題 目

ビザンツ帝国後期における皇帝文書の形式・機能・伝来

論文審査担当者

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 主査 | 名古屋大学教授    | 加納 修  |
| 委員 | 名古屋大学教授    | 周藤 芳幸 |
| 委員 | 名古屋大学教授    | 和田 光弘 |
| 委員 | 名古屋大学教授    | 内田 綾子 |
| 委員 | 名古屋大学教授    | 斎藤 夏来 |
| 委員 | 佛教大学特別任用教授 | 井上 浩一 |

# 論文審査の結果の要旨

## 【本論文の概要】

本論文は、ビザンツ帝国後期において皇帝文書が果たした役割を、発給者たる政権および受給者・受益者の双方の立場から、文書の形式・機能・伝来形態に注目して明らかにしようと試みるものである。2部構成を取り、第1部は「皇帝文書の類型と発給者」、第2部は「ビザンツ皇帝文書群の伝来形態と機能」について論じる。

第1章「帝国後期における皇帝文書の類型と利用」においては、ラスカリス家のニケーア帝国期（1205-1259年）を中心として、政権が皇帝文書をどのように認識し利用していたかを、文書の形式と機能から検討する。ラスカリス期における中央行政の簡素化にもかかわらず、金印勅書と命令書という皇帝文書の二類型が果たした機能に大きな変化は見られなかったことが指摘される。

第2章「共治帝による皇帝文書発給をめぐって」は、共治帝がいつから皇帝文書を発給できたかを問うとともに、共治帝文書の形式と機能の検討に基づいて「皇帝文書」認識の変化を探る。ラスカリス期以前に共治帝が単独で文書を発給する権限を有していなかったことを、文書形式と人物関係の分析から明らかにした上で、パライオロゴス期（1259-1453年）の初期になって初めて共治帝が正帝のそれと同様の形式を備えた文書を発給するようになった事実を確定する。そしてその結果として、発給者側と受給者側の「皇帝文書」認識にずれが生じた可能性を指摘する。

第2部に入り、第3章「修道院アーカイヴズの形成過程」は、アトス山修道院群とパトモスの聖ヨアンネス・テオロゴス修道院を中心として、修道院アーカイヴズの形成過程を扱う。修道院アーカイヴズは、これまで主として修道院内部における意図的もしくは偶発的な保管・破棄によって形成されてきたと論じられてきたが、そこには皇帝と修道院との関係が大きな影響を及ぼしていたことを明らかにする。

第4章「修道院カルチュレールの編纂と機能」においては、文書の写しの集成（カルチュレール）の性格を、レンビオティッサ修道院のそれを取り上げて論じる。このカルチュレールが編纂時点で保管されていたほぼすべての文書を収録していること、ならびにこの編纂事業が修道院アーカイヴズの管理業務と密接に結びついていたとする仮説が提起される。

第5章「図像による皇帝文書の伝来と機能」は、皇帝文書を聖堂などの壁面に描いた事例を、ミストラスのプロントヒオン修道院のそれを素材として取り上げて論じる。周囲に描かれた図像をあわせて検討し、皇帝文書を描く目的が、皇帝から与えられた修道院の諸権利を単に周知するというよりは、それら諸権利がキリスト教の神に由来することを示すことにあったと指摘する。

補論「ビザンツ皇帝の書式文例集」は、本論で扱うことのできなかつたもう一つの伝来形態である書式文例集を扱う。ビザンツから唯一伝来する皇帝文書の書式文例集の校訂作業がその主たる内容である。

## 論文審査の結果の要旨

### 【本論文の評価】

近年の欧米学界では支配者文書を単なる権利証書とみなす考えをこえて、支配者と臣民とのあいだのコミュニケーションの証拠として評価する試みが現れてきている。同じく文書伝来のあり方を文書の信頼性の証拠と捉える立場をこえて、同時代の文書利用の様相を伝えるものとして再評価する動きが現れつつある。しかしながらこうした研究は、ビザンツ皇帝文書についてはほとんど行われていない。それゆえ、こうした観点を取り入れて、ビザンツ帝国後期における皇帝文書の意義を検討した本論文は、きわめて意欲的な研究であると評価できる。先行研究の批判的な読解と史料の緻密な分析に基づく本論文においては数多くの新たな知見が提示されているが、その主要な成果は以下の通りである。

第一に、皇帝文書を形式と機能に基づいて類型区分する作業を通じて、皇帝による文書利用の諸相を具体的に提示したことである。第二に、共治帝文書の登場により生じた皇帝文書の利用と認識における変化を明らかにしたことである。共治帝による文書発給が行われるようになったことにより、皇帝文書が個人の文書から皇帝家の文書と認識されるようになったとする議論は説得的であり、また当時の国家理念や統治構造に関する重要な論点を新たに提起することに成功している。第三に、皇帝文書の伝来の歴史をビザンツ帝国後期における文書利用の歴史として捉え直したことである。この作業の結果明らかとなったのは、とりわけ受益者の政治的な立場が皇帝文書の保管や利用に影響を及ぼし得たことである。受益者にとって以前の皇帝から与えられた文書が常に有効な権利保障の道具たり得たのではないとする指摘は、これまでの通説的な理解に修正を迫るものである。同じく、プロントヒオン修道院の壁面に描かれた共治帝ミカエル9世の文書に関する分析は、皇帝文書の創造的な利用を示すことに成功しており、貴重な成果と言える。キリストの恩寵を強調する図像プログラムのなかに皇帝文書が組み込まれていることから、皇帝文書そのものが確固たる権利の証拠として有益だったのではなく、修道院の諸権利がキリストに由来することを示すことが重要であったことが明快に論証されている。受益者による皇帝文書の多様かつ創造的な利用法が、皇帝文書の伝来につながったとする論者の主張は、個別的で緻密な分析によって大きな説得力を与えられている。

しかし、本論文に問題点がないわけではない。個別の問題の論証に執着するあまり、論文全体を包括する議論が十分に展開されていない点である。論者は皇帝文書の多様な伝来の仕方を明らかにしているものの、それらが互いにどのような関係にあり、全体として皇帝文書の伝来をどのように規定していたかを論じることができていない。とはいえこうした瑕疵は、論者がいっそうの研鑽を積むことで克服できるものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。よって審査委員一同、本論文が博士（歴史学）の学位を授与されるにふさわしいと判定した。

## 論文審査の結果の要旨